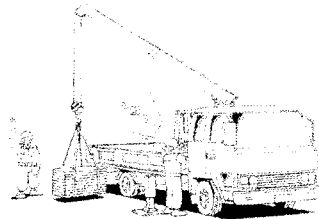
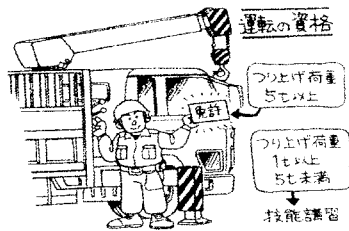


『小型移動式クレーン運転技能講習』開催について

小型移動式クレーンを操作するには技能講習を修了することが義務付けられています

(吊上げ荷重1 t以上5 t未満)



富士宮商工会議所
(一社)労働技能講習協会
登録第37号-8

吊上げ荷重1 t以上5 t未満の移動式クレーンを小型移動式クレーンといい、運転の業務(道路上の走行は除く)に従事するには、労働安全衛生法第61条-1及びクレーン等安全規則第68条よりこの技能講習を修了しなければなりません。無資格の方はこの機会に取得されることをお勧め致します。

- ◎ 日 時 【学科講習】令和3年6月5日(土) 8:30~17:10
令和3年6月6日(日) 8:30~17:20
【実技講習】令和3年6月12日(土) 7:50~17:10
 - ◎ 会 場 【学科講習】富士宮商工会議所会議室 【実技講習】テルモ(株)富士宮工場
 - ◎ 免除規程 玉掛又は、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者及び、クレーン運転士、デリック運転士、揚貨装置運転士のいずれかを修了している者は試験の一部が免除されます。但し講義は全て受講していただきます。
 - ◎ 講習料金 受講料 26,300円(学科講習、実技講習、修了証交付手数料等全て含む)
テキスト代 1,680円 **企業内でテキスト流用する場合はお問い合わせください。**
試験一部免除対象者は受講料が25,300円になります。
 - ◎ 受講資格 18歳以上 男女
 - ◎ 定 員 40名(定員になり次第締切り。申込の際は空席の有無を電話にて確認の事。)
 - ◎ 申込手続 所定受講申請書に記載事項のご記入、写真貼付、ご本人様証明書(普通自動車免許証、健康保険証、住民票)の写し貼付及び受講料を添えて、商工会議所迄お申込ください。
* 免除希望の方は必ず各修了証等のコピーを添付してください
- | | | |
|-------|-------|------------|
| 募集開始日 | 会議所会員 | 3月18日(木)から |
| | 非会員 | 3月25日(木)から |
- ◎ 講習内容 1. 小型移動式クレーンに関する知識(6時間) 2. 関係法令(1時間)
3. 運転のために必要な力学に関する知識(3時間)
4. 原動機及び電気に関する知識(3時間) 5. 実技講習(7時間) 合図1時間含
 - ◎ 留意事項 1. 代理出席はもちろん、遅刻、早退は失効となります。
当日キャンセル・欠席は、基本的には返金等できません。
2. 学科講習においては、筆記用具を持参し、実技講習においては実技にふさわしい服装にて参加のこと。(実技日は雨天決行です。雨具の用意を忘れずに。ヘルメットのある方は持参してください。)
3. 学科、実技共修了試験を実施致します。
4. 受講者は、10分前迄に会場にて受付を完了して下さい。
 - ◎ 講習実施団体 静岡労働局長登録教習機関 (一社)労働技能講習協会

富士宮商工会議所
TEL: 26-3101
富士宮市豊町18-5

小型移動式クレーン運転技能講習受講申請書

No. _____

フリガナ	
氏名	印
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (才)
現住所 (修了証記載住所)	(〒) 連絡先☎ (携帯可) _____
事業所名 及び 所在地	登録会員番号【 _____ 】(会員登録されている会社のみ記入) (〒) TEL. _____ FAX. _____

フリガナ	免除科目	講習の一部免除対象者
A	運転のために必要な力学に関する知識(3H) 運転のための 合図 (1H)	A クレーン運転士・デリック運転士・揚貨装置運転士免許、玉掛け・床上操作式クレーン運転技能講習 B 建設機械施工技術検定1級(実地試験がショベル系建設機械又は基礎工事用機械)又は2級(第2種若しくは第6種)に合格した者。又は車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者 該当者は裏面に資格証等の写しを貼付願います。
B	原動機及び電気に関する知識 (3H)	

のりしろ

本人証明書貼付欄

代理受講防止及び記載事項確認の観点よりご本人様証明証の写しをこの欄内に貼付願います。(下記よりいずれか1点)

1. 自動車免許証 2. 健康保険証 3. 住民票 4. パスポート
5. 在留カード ※住民票の場合はマイナンバー記載無しのもの

保存用写真
貼付
タテ 4.0 cm
ヨコ 3.0 cm
(全面に糊を付着してください)

のりしろ

修了証用写真
貼付
タテ 4.0 cm
ヨコ 3.0 cm
(はがして使用します)

(写真は上三分身、脱帽、背景無地が原則)

【協会担当者記入欄 自・住・パ・他】

No. _____ 担当者 _____

【統合修了証について】すでに当協会発行の技能講習修了証を所持している方は、今回の修了証と併せて一枚にまとめることができます。(無料) 但し、他団体で発行した技能講習修了証及び特別教育等は統合できません。
修了証の統合を 《 **希望する** **希望しない** 》(○でご記入願います。)

下記に必要事項を記入し、お持ちの技能講習修了証を**実技時に持参**してください。

* 統合を希望するものに○印をつけ修了証番号を記入してください。

ガス溶接	回 号	小型クレーン	回 号	車両系(整地)	回 号
フォークリフト	回 号	玉掛け	回 号	車両系(解体)	回 号
高所作業車	回 号	ボイラー	回 号	他()	回 号

※ 提出された個人情報、講習会に関する業務及び修了後のデータ管理業務に使用します。